

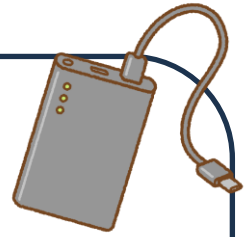
## モバイルバッテリーの機内持ち込みの取り扱い変更について

世界中のモバイルバッテリーに起因する発煙・発火等の事例を受け、ICAO（国際民間航空機関）は 2026 年 3 月 27 日に新たな安全基準を変更し、即日適用としました。これを受けて航空局の日本における新たなルールを 4 月 24 日から適用しました。

### <ポイント>

#### 新規ルール

機内への持ち込みは 1 人 2 個まで  
機内電源などからモバイルバッテリーへの充電は禁止  
機内でモバイルバッテリーからほかの電子機器への充電をしない



#### 航空法により罰則が科される可能性がある項目と、そうでない項目がある

罰則が科されない項目とは；

- ・ 収納棚に収納しない
- ・ 機内でモバイルバッテリーから他の電子機器への充電をしない

#### 運航乗務員が業務で使用する場合は例外規定があります（各社の対応参照）

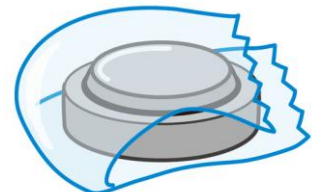
乗務時と便乗（DH）時、会社の貸与品と私物、など条件が様々で注意を要する

ICAO が定める安全基準とは、

#### “ICAO Doc9284 Technical Instruction for the Safe Transport of Dangerous Goods by Air”

と呼ばれるもので、3 月 27 日に追加条項（Addendum）が発行されました。その中でモバイルバッテリーを「Power Banks」、予備電池を「Spare Battery」と記載しています。また、モバイルバッテリー（=Power Banks）に関しては「端子に絶縁テープを貼る、ケースや収納袋に入れる、複数のバッテリーや金属品と同じ袋に入れられないなど、ショートを防ぐこと」との記載が追加されました。

- must be individually protected so as to prevent short circuits when not in use (by placement in original retail packaging or by otherwise insulating terminals, such as by taping over exposed terminals or placing each power bank in a separate plastic bag or protective pouch);



バッテリーなどの危険物に関して、国や航空会社毎にそれぞれ独自の規定を設けている場合も多く、今回のルール改定でより厳しいルールを設けているケースもあります。従って、実際の運航に際しては常に最新の規定類を確認してください。

以上

（次頁に国土交通省資料の抜粋を記載していますので、適宜ご参照ください。）

## 機内への持ち込み又はお預け手荷物に制限がある品目の代表例

令和8年4月24日更新

### はじめにお読みください

- 国際的なルールに基づき設定している航空法及び関係規則をもとに記載しております。
- ここでは、機内を持ち込むことができるか、航空会社にお預けすることができるかどうかについて航空会社等に問い合わせの多い品目等について、代表的なものの取扱いを一覧表にして紹介しています。
- 以下の取扱いに限らず、航空会社の社内規則により厳しく制限されている場合もありますので、危険物となるかどうかその他詳細につきましては、航空会社にご確認ください。
- 国際線においては、外国当局の規則により制限される場合もありますので、詳しくは航空会社にご確認ください。

### 危険物全般

- 代表例に掲載されているものであっても、安全データシート(SDS)又はメーカー発行の書類等で非危険物と判断された場合は規制を受けることなく運べます。
- 代表例に掲載されているもののうち機内持ち込み手荷物として持ち込みできるものであっても、液体物であり、国際線の場合、別途液体物制限の対象となります。
- 代表例に掲載されているもののうち運べるものであっても、安全が確認できず危険物と判断され、運べない場合があります。
- 代表例に掲載されているもの以外についても、安全が確認できず危険物と判断され、運べない場合があります。
- 旅客の手荷物として機内持ち込み・お預けができる危険物は、個人が使用するものに限ります。
- 危険物の中には、身体の機能に影響を及ぼすおそれがあるもの等及びハイジャック・テロ等に使用されるおそれのある物品として機内持ち込みが制限される場合があります。

### 凶器 (ハイジャック・テロ等に使用されるおそれのあるもの)

- 工具、スポーツ用品、武具等の中で凶器となり得るもの及び組み立てることにより凶器となり得るものについても持ち込みを制限しております。
- 機内への持込が制限される品目によっては、その模擬品・類似品を含みます。
- 他の旅客を拘束するために使用されるおそれがあるものを含みます。
- 代表例に掲載されているものうち持ち込めるものであっても、材質、強度、形状等により凶器となり得ると航空会社又は保安検査員が判断したものは持ち込みできない場合があります。
- 代表例に掲載されているもの以外についても同様に、材質、強度、形状等により凶器となり得ると航空会社又は保安検査員が判断したものは持ち込みできない場合があります。
- 銃砲刀剣類所持等取締法その他の法令により所持そのものができない場合がありますので、ご注意ください。
- 長さにより機内への持込が制限がある物品があります。詳細は該当の箇所でご確認ください。

### 《 危険物の代表例 》

※実際の運用状況等により品目等について適宜更新を行う予定です。

⑤ 電池・バッテリー		a) 携帯用電子機器に使用する電池・バッテリー		数量		備考	液体物規制対象
品目(種類)		持込み	お預け	一容器あたり	1人あたり		
乾電池		○	○			非危険物	
ニッケル水素電池		○	○			非危険物	
ニカド電池(ニッカド電池)		○	○			非危険物	
リチウム金属電池	携帯型電子機器(本体)	リチウム含有量2g以下のもの	○	○			・ 偶発的な作動や損傷を防止するための措置(強固なスーツケースへの梱包、衣類などによる保護など)をとること ・ お預けの場合は、電源を完全に切ること(リチウム含有量0.3gを超えるものに限る)
		リチウム含有量2gを超えるもの	×	×			
	上記機器の予備電池(電子機器から取り外したものを含む。)	リチウム含有量2g以下のもの	○	×			・ 偶発的な作動や損傷を防止するための措置(強固なスーツケースへの梱包、衣類などによる保護など)をとること ・ ショート防止の措置をとること。
		リチウム含有量2gを超えるもの	×	×			
	携帯型医療用電子機器(本体)(自動除細動器(AED)、噴霧器(Nebulizer)、持続陰圧呼吸装置(GPAP)等)	リチウム含有量8g以下のもの	○	○			・ 偶発的な作動や損傷を防止するための措置(強固なスーツケースへの梱包、衣類などによる保護など)をとること ・ お預けの場合は、電源を完全に切ること(リチウム含有量0.3gを超えるものに限る)
		リチウム含有量8gを超えるもの	×	×			
	上記機器の予備電池(電子機器から取り外したものを含む。)	リチウム含有量2g以下のもの	○	×		2個 ※予備のリチウムイオン電池(100Whを超え180Wh以下)とモバイルバッテリー(100Whを超え180Wh以下)を含めた合計数量であること。	・ 偶発的な作動や損傷を防止するための措置(強固なスーツケースへの梱包、衣類などによる保護など)をとること ・ ショート防止の措置をとること。
		リチウム含有量8gを超えるもの	×	×			
		リチウム含有量0.3g以下のもの	○	○			
	靴(スマートバゲージ)(バッテリーが内蔵・装着された靴)	リチウム含有量0.3gを超え2g以下のもの	○	×			電池を取り外さない場合は機内持ち込みとし、電池を取り外す場合はリチウム金属電池の予備電池の規定に従うこと。
リチウム含有量2gを超えるもの		×	×			電池を取り外した靴のみは持ち込み・お預け可	

リチウムイオン電池 (リチウムイオンポリマー電池を含む)	携帯型電子機器(本体) (携帯型電子機器(本体) (自動除細動器(AED)、噴霧器 (Nebulizer)、持続陽圧呼吸装置(CPPAP)、酸素濃縮器(POC) 等を含む)	ワット時定格量160Wh以下のもの	○	○		・偶発的な作動や損傷を防止するための措置(強固なスーツケースへの梱包、衣類などによる保護など)をとること ・お預けの場合は、電源を完全に切ること(ワット時定格量2.7Whを超えるものに限る) ※リチウムイオン電池内蔵のヘアークーラー・ヘアアイロンは、「その他日用品/ヘアークーラー・ヘアアイロン」参照 ※リチウムイオン電池内蔵の電子たばこは、「その他日用品/電子たばこ」参照	
		ワット時定格量160Whを超えるもの	×	×			
	上記機器の予備電池 (電子機器から取り外したものを 含む。)	ワット時定格量100Wh以下のもの	○	×			
		ワット時定格量100Whを超え160Wh以下のもの	○	×		2個 ※予備のリチウム金属電池(2gを超え8g以下)とモバイルバッテリー(100Whを超え160Wh以下)を含めた合計数量であること。	・偶発的な作動や損傷を防止するための措置(強固なスーツケースへの梱包、衣類などによる保護など)をとること ・ショート防止の措置をとること。
		ワット時定格量160Whを超えるもの	×	×			
電池(スマートバゲージ) (バッテリーが内蔵・装着された 靴)	ワット時定格量2.7Wh以下のもの	○	○				
	ワット時定格量2.7Whを超え160Wh以下のもの	○	×			電池を取り外さない場合は機内持込みとし、電池を取り外す場合はリチウムイオン電池の予備電池の規定に従うこと。	
	ワット時定格量160Whを超えるもの	×	×			電池を取り外した靴のみは持込み・お預け可	
パワーバンク (モバイルバッテリー) (他の電子機器に電力を供給する 目的のものであってリチウムイ オン電池又はリチウム金属電池 を内蔵したもの)	ワット時定格量100Wh以下のもの	○	×		2個 ※100Whを超え160Wh以下のモバイルバッテリーとの合計数量であること。		
	ワット時定格量100Whを超え160Wh以下のもの	○	×		2個 ※予備のリチウム金属電池(2gを超え8g以下)と予備のリチウムイオン電池(100Whを超え160Wh以下)を含めた合計数量であること。 ※100Wh以下のモバイルバッテリーとの合計数量は2個までであること。	・ショート防止の措置をとること。 ・収納時に収納しないこと。 ・機内において充電しないこと。 ・機内で他の電子機器へ充電しないこと。	
	ワット時定格量160Whを超えるもの	×	×				
ナトリウムイオン電池 (ナトリウムイオン電池を内蔵したモバイルバッテリーを含む)			×	×			
燃料電池	電子機器内蔵(本体)	○	×				
	上記機器の予備カートリッジ (引火性液体、腐食性物質、液化引火性ガス、水素吸蔵合金または水反応性物質を含むもの)	○	○		2個	航空機内における燃料電池への燃料補給は、専用の予備カートリッジで補給する場合を除き、行わないこと。	
液体バッテリー(鉛蓄電池等)	漏れ防止型の鉛蓄電池を使用した 携帯用電子機器本体	電圧が12V以下でワット時定格量が100Wh以下のもの	○	○			
		電圧が12Vを超え、ワット時定格量が100Whを超えるもの	×	×			
	上記の予備電池	電圧が12V以下でワット時定格量が100Wh以下のもの	○	○		2個	ショート防止の措置が行われていること。
		電圧が12Vを超え、ワット時定格量が100Whを超えるもの	×	×			
	漏れ防止型ではない鉛蓄電池	×	×				
<b>b) 電動車椅子または電動歩行補助車に使用されるバッテリー</b> 詳細については、こちらを参照してください。							
電動車椅子または電動歩行補助車用バッテリー  ※電動車椅子のサイズ等によってはお預け出来ない場合がありますので、必ず事前に電話などで利用される航空会社にご連絡下さい。	リチウムイオン電池 (リチウムイオンポリマー電池を含む)	本体に組み込まれたバッテリー	×	○			取り外したバッテリーは、ショート防止の措置を行い持込みのみ可。
		予備電池(ワット時定格量160Wh以下のもの)	○	×		2個	ショート防止の措置が行われていること。
		予備電池(ワット時定格量300Wh以下のもの)	○	×		1個	ショート防止の措置が行われていること。
		予備電池(ワット時定格量300Whを超えるもの)	×	×			
	液体バッテリー(蓄電池等)	本体に組み込まれたバッテリー	×	○			取り外したバッテリーは、ショート防止の措置を行いお預けのみ可。
	予備電池	×	○		1個(防護型のものに限る)		

### 我が国における電動車椅子に係る基準概要(1)

国土交通省

電動車椅子で航空機を御利用される場合のルールについて

電動車椅子は、陸上において通常使用する場合には、何ら危険性を有するものではありませんが、航空輸送を行う場合には、大きな気圧や温度変化または継続的な振動を受けることにより以下の危険性を生じる可能性があります。

- 輸送中の振動などにより、電源が入り動き出す可能性がある
- 輸送中の気圧や温度の変化などにより、蓄電池内にある硫酸等の電解液が漏れ出す可能性がある
- 輸送中の衝撃などにより、蓄電池が発火する可能性がある

このため、国際規則および国内規則では、電動車椅子を航空機で安全に輸送するためのルールが定められています。

**電動車椅子または電動歩行補助車**

### 我が国における電動車椅子に係る基準概要(2)

国土交通省

電池の種類	受託要件	予備電池の制限	取り外した電池及び予備電池の積載位置
非防漏型蓄電池	・電池は電動車椅子等に確実に装着され、かつ、電圧が示されていること。 ・輸送中は充電が完了していること。 ・輸送中に電圧が変動しないこと。	不可	貨物室(受託手荷物)
防漏型蓄電池	・電池は電動車椅子等に確実に装着され、かつ、電圧が示されていること。 ・輸送中は充電が完了していること。 ・輸送中に電圧が変動しないこと。	1個	貨物室(受託手荷物)
ニッケル水素電池等(ドライバッテリー)	・輸送中は不測の作動を防止する措置がとられていること。 ・輸送中に電圧が変動しないこと。 ・輸送中に電圧が変動しないこと。	制限なし	貨物室(受託手荷物)
リチウムイオン電池	・電池は電動車椅子等に確実に装着され、かつ、電圧が示されていること。 ・輸送中は充電が完了していること。 ・輸送中に電圧が変動しないこと。 ・輸送中に電圧が変動しないこと。	1個 (100Wh以下の場合は2個)	貨物室(機内持ち込み手荷物)

